

名取市学校給食センター維持管理・運営業務委託

業務方針

令和6年5月

名 取 市

目 次

1. 業務概要.....	1
1.1 目的	1
1.2 業務名称	1
1.3 対象施設	1
1.4 本施設の管理者の名称	1
1.5 業務対象範囲	2
1.6 履行期間	2
1.7 スケジュール（予定）	2
1.8 業務期間終了時の措置	3
1.9 事業者の負担	3
1.10 業務の実施状況及びサービス水準のモニタリング.....	3
1.11 遵守すべき法制度等	3
2. 民間事業者の募集及び選定に関する事項.....	4
2.1 募集及び選定方法.....	4
2.2 事業者募集等のスケジュール	4
3. 業務方針等に関する担当窓口.....	4

別紙 1 施設概要

1. 業務概要

1.1 目的

学校給食は、身体の発育期にある児童生徒にバランスの取れた栄養のある食事を提供することによって、健康の増進、体位の向上を図ろうとするものであり、これらを通して日常生活における正しい食習慣を身につけさせ、学校で食事をすることによって、教師と児童生徒相互のふれ合いの場をつくり、好ましい人間関係の育成を図るものである。

名取市学校給食センター（以下、「本施設」という。）は、民間活力を生かし効率的かつ効果的な公共サービスを提供するため PFI 方式での事業（以下「現事業」という。）を導入し、平成 22 年 7 月に現施設での運営を開始している。現事業では、維持管理・運営等業務の期間は約 15 年間としており、現事業者（特別目的会社）との契約期間は令和 6 年度末までとなっている。

名取市学校給食センター維持管理・運営業務委託（以下「本業務」という。）は、現事業終了後において、維持管理及び運営業務を包括的に実施することにより、確実な衛生管理のもとで安全で安心な給食の提供を図り、食物アレルギーを持つ児童生徒への給食の提供にも対応した給食の運営システムの構築や、食育の推進に資することを目指すものである。

1.2 業務名称

名取市学校給食センター維持管理・運営業務委託

1.3 対象施設

(1) 対象施設の概要

施設名称：名取市学校給食センター（いただきスマイルかん）

所在地：名取市堀内字北竹 13-1

建築面積：2,848.15 m²

延床面積：3,703.68 m²

敷地面積：6,796.04 m²

構造：鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造

調理能力：副食調理 8,500 食/日（アレルギー対応食 70 食/日を含む。）

(2) 対象校

配送・回収業務は、小学校 10 校、中学校 4 校、義務教育学校 1 校を対象（以下、「配送校」という。）とする。

小学校：増田小学校、高館小学校、愛島小学校、館腰小学校、下増田小学校、不二が丘小学校、増田西小学校、ゆりが丘小学校、相互台小学校、那智が丘小学校

中学校：増田中学校、第一中学校、第二中学校、みどり台中学校

義務教育学校：関上小中学校

1.4 本施設の管理者の名称

名取市長 山田 司郎

1.5 業務対象範囲

本業務の対象範囲は、以下のとおりである。

(1) 開業準備業務

(2) 維持管理業務

- ① 建築物保守管理業務
- ② 建築設備保守管理業務
- ③ 附帯施設保守管理業務
- ④ 厨房機器保守管理業務
- ⑤ 食器食缶等保守管理業務（食器食缶等の修繕・更新業務を含む。）
- ⑥ 施設備品保守管理業務（施設備品の修繕・更新業務を含む。）
- ⑦ 清掃業務
- ⑧ 警備業務
- ⑨ 修繕業務
- ⑩ 上記各項目に伴う各種申請等業務

なお、修繕業務のうち、建築物、建築設備、附帯施設及び厨房機器に係る更新及び改修は、一部の厨房機器の更新を除き、市が直接行うこととし、事業者の業務対象範囲外とする。詳細は、要求水準書に示す予定である。

(3) 運営業務

- ① 食材検収補助業務
- ② 調理業務（下処理業務及び配缶業務を含む。）
- ③ 衛生管理業務
- ④ 配送・回収業務
- ⑤ 洗浄・残滓処理業務
- ⑥ 運営備品調達業務等（配送車輛の調達及び維持管理を含む）
- ⑦ 上記各項目に伴う各種申請等業務

なお、給食の運営等に関して本市が直接実施する主な業務は、献立作成業務、食材調達業務、食材検収業務、配膳業務及び給食費の徴収管理業務、食数調整等とする。また、米飯・パン・牛乳については、(財)宮城県学校給食会から学校へ直接搬入されるため、本業務の給食の運営等業務に含まない。

1.6 履行期間

本業務の履行期間は、令和7年4月1日から令和17年3月31日までである。ただし、委託契約締結日から令和7年3月31日までは業務引継ぎ期間とし、引継ぎに係る経費は、事業者の負担とする。

1.7 スケジュール（予定）

本業務のスケジュールは、概ね次のとおりとする。

- | | |
|-------------|---------------------|
| ・委託契約の締結時期： | 令和6年12月 |
| ・業務期間 | 委託契約締結日～令和17年3月31日 |
| ・引継ぎ期間： | 委託契約締結日～令和7年3月31日 |
| ・履行期間： | 令和7年4月1日～令和17年3月31日 |

1.8 業務期間終了時の措置

業務期間の終了時、事業者は、施設から速やかに退去する。

なお、事業者は、委託契約期間満了後に本市が本施設について継続的に維持管理・運営業務を行うことができるように、委託契約期間満了日の約2年前から、本施設の維持管理・運営業務に係る必要事項や操作要領、申し送り事項その他の関係資料を本市に提供する等、業務の引き継ぎに必要な協議・協力を行うこと（委託契約期間満了以外の事由による業務終了時の対応については、委託契約書において示す。）。

1.9 事業者の負担

本施設について、事業者が行う維持管理・運営業務に必要な費用は、事業者が負担すること。ただし、修繕業務に関しては、事業者は、履行期間全体での修繕業務費として所定の額を計上し、長期修繕（保全）計画を作成することを予定している。なお、本市から事業者への修繕費の支払いは平準化するものとし、修繕費の執行残額が生じた場合は、業務終了時に、本市に返還すること。

業務期間中の開業準備及び本施設の維持管理・運営に係る光熱水費は、事業者の負担とする。

1.10 業務の実施状況及びサービス水準のモニタリング

本市は、事業者が定められた業務を確実に実施し、委託契約書及び要求水準書等に規定された水準並びに提案書類において事業者が提案した水準（以下「所定水準」という。）を達成しているか否かを確認するため、業務の実施状況のモニタリングを行う。

(1) モニタリングの対象

- ・維持管理業務
- ・運営業務
- ・財務状況

(2) モニタリングの方法

維持管理業務及び運営業務の各業務に対するモニタリングの実施項目は、原則として要求水準書によるものとするが、具体的な内容については、本市と事業者で協議し、本市が決定する。

本市は、月次、四半期、随時において、事業者が提出する業務報告書（月報）及び業務報告書（四半期報）等の確認及び業務現場への立入検査等によってモニタリングを行う。

(3) モニタリングの結果

モニタリングにより所定の水準が達成されていない又は達成されない恐れがあると市が判断した場合は、是正勧告、委託費の減額、委託費の支払の停止及び委託契約の解除等の措置を行うものとする。

(4) 財務の状況に関するモニタリング

本市は、財務書類による財務状況の確認により、必要があると認められる場合は、事業者に対し財務状況の改善を勧告できる。係る勧告がなされた場合、事業者は、速やかに財務状況改善計画書を市に提出して、その確認を受け、当該改善計画を適切に実行することとする。

1.11 遵守すべき法制度等

本業務の実施に当たっては、地方自治法のほか、関連法令（当該法律の施行令及び施行規則等の政令、省令等を含む。）を遵守するとともに、関連する要綱・基準（最新版）についても、適宜遵守又は参照すること。

2. 民間事業者の募集及び選定に関する事項

2.1 募集及び選定方法

本業務を実施する事業者には、維持管理及び運営業務を通じて、効率的かつ効果的に、併せて安定的かつ継続的なサービスの提供を求めるものであり、事業者の幅広い能力及び経営ノウハウ等を総合的に評価して選定することが必要である。そこで、事業者の選定にあたっては、公募型プロポーザル方式を採用し、本市の要求するサービス水準との適合性並びに維持管理及び運営業務における遂行能力や業務計画の妥当性、リスク負担能力等を総合的に評価し、優先交渉権者を決定するものとする。

2.2 事業者募集等のスケジュール

事業者の募集及び選定に当たってのスケジュール（予定）は、以下のとおりである。

日 程	スケジュール
令和6年5月下旬	募集要項等の公表
令和6年6月中旬	募集要項等に関する説明会及び現地見学会の開催※
令和6年6月下旬	募集要項等に関する第1回質問受付締切
令和6年7月中旬	募集要項等に関する第1回質問・回答の公表
令和6年7月下旬	参加表明書、参加資格審査書類の受付
令和6年7月下旬	募集要項等に関する第2回質問受付締切
令和6年8月中旬	募集要項等に関する第2回質問・回答の公表
令和6年9月上旬	提案書類の受付
令和6年11月上旬	事業者の決定及び公表
令和6年11月下旬	基本協定の締結
令和6年12月中旬	委託契約の締結

※現地見学会の具体的日程は募集要項に記載するほか、決定次第ホームページにて公表します。

3. 業務方針等に関する担当窓口

この業務方針等に関する本市の担当窓口を次のとおり定める。

名取市教育委員会学校教育課

住 所：〒981-1224 宮城県名取市増田字柳田 570-2（仙台法務局名取出張所 2 階）

電 話：022-724-7171

F A X：022-384-9690

E-mail：gakko@city.natori.miyagi.jp

名取市学校給食センター いただきスマイルかん

◆衛生管理体制を徹底し安全・安心な給食を提供します

◆食物アレルギー対応食を提供します

◆食育の場として情報を発信します

前室



非汚染作業区域に入るときはエアシャワーを通過して、ほこりや髪の毛などを除去し常に清潔な状態で作業します。

洗浄室



食器、食缶、コンテナの専用洗浄機を設置し、衛生的かつ効率的に洗浄作業を行います。

コンテナ室



洗浄が終わった食器類をコンテナに入れたまま殺菌消毒し、翌日の配送に備えます。

加熱調理コーナー



1日8,500食・2献立の調理に対応するため、蒸気回転釜10台、グランドケトル1台を設置しています。

バイキング調理コーナー



電磁調理台、コンビオープン、万能煮炊き釜などをそろえ、バイキング給食を提供します。

アレルギー専用調理室



独立した専用の調理室で、アレルギーを除去した除去食や代替食を調理します。

焼物・揚げ物室



コンビオープン4台、フライヤー(6m)1台を備え、喫食前2時間以内の調理に対応します。

下処理室(魚肉類)



魚肉類専用の冷蔵庫・冷凍庫を設置し、調理ゾーンへはパススルー冷蔵庫により食材を渡し、温度管理を徹底します。

検収室



野菜類と魚肉類ごとに検収し、専用の容器や冷蔵庫等で保管します。

和え物室



徹底した温度管理のもと、真空冷却器・混和用釜などを使ってサラダ・和え物等を作ります。

下処理室(野菜類)



7ラインの3槽シンクを設け、野菜の品目ごとにライン分けをし、汚れを十分に落とします。

